No. 08-131　第12回トワイライトセミナー

国際安全規格の要求に基づく取扱説明書作成例

（産業・化学機械と安全部門　企画）

開催日　2009年1月21日（水）　18.30～20.00

会　場　東京大学　弥生キャンパス　農学部7号館A棟　第一講義室(113号室)

（東京都文京区弥生1-1-1
東京地下鉄南北線「東大前」駅下車，徒歩30秒．東京地下鉄千代田線「根津」駅下車，徒歩8分．
会場案内図は同学ホームページ　http://www.a.u-tokyo.ac.jp/　をご参照下さい．）

趣　旨　当部門は機械学会の中でも，とりわけ横断的色彩が濃い部門である．対象は，建設機械，農業機械，食品（加工）機械など，多くの産業機械関連分野，そして，化学装置，化学プラント等，化学品製造に関わる化学機械関連分野である．当部門はこの特長を生かし，多種多様な関連産業に共通する課題を見いだし，情報の共有化，情報の発信をしていくことを使命と考えている．その一つとして「安全」を取り上げている．

また，関連する機械が多種多様であることから，社会で実務経験を有する技術者も多彩であることを示している．今日のように複雑化した機械技術においては，各技術者が専門とする技術のみでは解決できない場合も多々あると考える．複数の技術の融合により，より高度な技術に発展していく可能性がある．そのためには，情報収集と懇談の場を提供する必要があると考えて，本企画を計画した．今後も定期的に開催していく予定である．

講演要旨

機械設計時リスクを適切に低減するためには、“本質的な安全設計方策”、“安全防護・付加保護方策”の適用が不可欠である。だが、これらの方策をどんなに駆使しても製品のリスクを“0”にすることはできない。機械には必ずリスクが残留する。そのため国際規格では、残留リスク及びそのリスクから生じる可能性のある危害の発生を回避するための情報を取扱説明書を含む「使用上の情報」として使用者へ提供することを定めている。“どのような作業にどんなリスクが存在するのか”、また“危害を回避するための方法”等は、設計者による適切な情報提供がなければ機械の作業者は理解することができない。パートタイム労働者ではなおさらである。一方、不適切な表示は、PL法上では製品の欠陥として扱われることから、適切な情報提供は企業防衛の側面も持つ。

このような「使用上の情報」に対する要求は、保護方策の原則を定めるISO12100-2によって示されている。しかしこの規格では、設計者が「使用上の情報」として提供すべき情報の内容及び記載方法等の概念しか示しておらず、具体的な作成例はない。

当該セミナでは、“リスク低減プロセスと取扱説明書の関係”及び国際規格の要求を満たすと考えられる“提供すべき情報の内容及び記載方法”の具体例を紹介する。

講　師　大村　宏之
(社)日本食品機械工業会　技術部　部長代理

定　員　30名

参加費　正・准員：1 000円　会員外：2 000円　学生員：無料　一般学生：500円
（当日会場にて申し受けます）

申込方法　「第12回トワイライトセミナー申込み」と題記し，(1) 氏名，(2) 会員資格，(3) 勤務先・所属部課名・役職名，(4) 連絡先（郵便番号・住所・電話番号・FAX・E-mailアドレス）を明記の上，E-mail またはFAXにて下記までお申し込み下さい．

申込先　〒160-0016　東京都新宿区信濃町35 信濃町煉瓦館5階　日本機械学会産業・化学機械と安全部門（担当職員　荒木弘尊）／電話(03)5360-3506／FAX(03)5360-3509／E-mail：araki@jsme.or.jp